

## 坂出市中小企業・小規模企業振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念および施策の基本方針を定めるとともに、市の責務、中小企業・小規模企業の努力等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策（以下「中小企業・小規模企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の経済の持続的発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項各号に掲げる中小企業者であって、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (4) 産業経済団体等 商工会議所，商店街振興組合その他経済活動を行い，または地域産業の振興に寄与する団体または個人であって，市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関等 銀行，信用金庫その他の金融業を行う者であって，市内に本店または支店を有するものおよび信用保証協会をいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，研究機関および産業支援機関をいう。
- (7) 市民等 市内に住所を有する者および市内に通勤し，または通学している者をいう。

### (基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業が多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、本市の経済の活性化および雇用の確保に貢献し、本市の経済の基盤を形成する重要な存在であることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の創意工夫および自主的な努力を尊重すること。

(2) 多様な主体の連携および協働により推進すること。

(3) 地域経済循環構造の改善を促進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業振興施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、中小企業・小規模企業振興施策の策定および実施に当たっては、国、県その他の関係地方公共団体、中小企業・小規模企業、大企業、産業経済団体等、金融機関等、教育機関等および市民等との連携協力に努めなければならない。

3 市は、市内の学校に通学する児童および生徒が、社会人として自立するための職業意識の醸成および勤労観の育成を図るため、中小企業・小規模企業と連携し、職業に関する体験または共同活動の機会の提供等に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業振興施策を講ずるものとする。

(1) 経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）および経営基盤の強化の促進を図ること。

(2) 創業および事業承継の円滑な推進を図ること。

(3) 経済的社会的環境の変化に即応し、経営の安定を図ること。

(4) 人材の育成および確保ならびに雇用の安定を図ること。

(5) 生産性および付加価値の向上を図ること。

(6) 災害等が発生した場合における速やかな事業の再開または継続を目的とする取組の支援を図ること。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営の革新および経営基盤の強化に努めなければならない。

2 中小企業・小規模企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献および市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、中小企業・小規模企業が地域経済の活力の維持および強化に重要な存在であることについて理解するとともに、市が実施する中小

企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

第8条 産業経済団体等は、中小企業・小規模企業の事業活動を支援するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第9条 金融機関等は、中小企業・小規模企業が経営基盤の強化等に取り組むため、円滑な資金の供給および経営改善に協力するとともに、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第10条 教育機関等は、産学官の連携が中小企業・小規模企業の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の理解と協力)

第11条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることについて理解するとともに、中小企業・小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第12条 市は、中小企業・小規模企業振興施策を実施するため、必要な法制上または財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(計画の策定および見直し)

第13条 市長は、中小企業・小規模企業振興施策を計画的に実施するため、坂出市中小企業・小規模企業振興基本計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。

(中小企業・小規模企業振興会議)

第14条 中小企業・小規模企業の振興に関する事項について協議するため、坂出市中小企業・小規模企業振興会議（以下「振興会議」という。）を置く。

2 市は、振興会議の意見を参考にし、中小企業・小規模企業振興施策を実施するものとする。

3 振興会議は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか振興会議の組織および運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂出市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中小企業融資審査委員会の部の次に次のように加える。

中小企業・小規模企業振興会議	会長	日額 8, 100
	委員	日額 7, 500